

令和3年度大田区食品衛生監視指導の実施結果

大田区では、食品衛生法第24条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年度厚生労働省告示第301号）に基づき、食中毒などの健康被害を防止し区民の健康を守るため、「令和3年度大田区食品衛生監視指導計画」を令和3年2月に策定した。

この計画に基づき、令和3年度に行った監視指導の実施結果を下記のとおり取りまとめたので、同法に基づき公表する。

記

1 主な監視指導事業

(1) 食中毒対策

統計的に食中毒が多い生食食肉提供施設などの業種、食中毒が発生した場合に患者数が大規模になるおそれのある仕出し屋や集団給食などの業種、また、違反食品の排除などのため重点的に監視指導する施設を重点監視施設とし、立入回数を定めて監視指導を実施した。

また、食中毒を疑う通報を受けた際は、東京都や関係自治体と連携して、施設及び患者などの調査を実施し、被害の拡大防止、原因究明及び再発防止に努めた。

(2) 流通食品等における対策

食品製造業者に対し、原材料及び期限表示の管理、食品添加物の適正な使用などについて監視指導するとともに、流通品の収去検査を行い、違反食品の発見及び摘発に努めた。また、輸入食品についても同様に、収去検査や輸入者への指導を行った。

(3) 食品の適正表示対策

食品添加物、アレルギー、遺伝子組み換え食品などの食品表示法における衛生事項について、適正表示の徹底を図るため、監視指導を実施した。

2 違反食品、不良食品などへの対応及び行政処分

(1) 違反及び不良食品などへの対応

立入検査及び収去検査によって違反及び不良食品などを発見した場合は、以下のような措置を行った。また、原因が他の自治体に係る場合や、

他自治体からの依頼調査があった場合は、関係機関と連携の上、対応した。

ア 違反及び不良食品への対応

大田区内で実施した収去検査では、違反食品は発見されなかった。また、不良食品（大田区細菌指導基準を超える食品）は37品目あった。これらの不良食品については、汚染原因を究明し、再発防止の指導を行った。

イ 苦情対策

食品への異物混入や腐敗などに関する区民からの通報に対して、29件の調査を行った。施設に立ち入り、原因の究明、改善指導など必要な措置を行い、再発防止に努めた。

(2) 不利益処分及び違反等の公表

不利益処分は食中毒3件に対して実施した。また、食品衛生上の危害の状況などを明らかにするため、法第69条の規定に基づき、違反者の名称、施設名、違反内容など、期間を定めて区ホームページで公表した。

(3) 自主回収品への対応

食品衛生法第58条の規定に基づく、事業者からの食品の自主回収報告は、4件だった。これらに対し、回収状況及び回収後の廃棄などの確認を東京都と連携して行った。

3 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者に対して、監視時や衛生講習会において「HACCPに沿った衛生管理」やHACCPに関する国際規格などを周知した。監視の際には、自主管理の進捗度合いの評価やその施設に見合った具体的な助言を行うなどし、自主管理の推進を図った。

また、一般社団法人東京都食品衛生協会の自治指導員を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品等事業者に提供した。

4 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

(1) 情報提供及び普及啓発

食の安全に関する健康危害情報や食中毒多発期の注意喚起を、広報誌、ホームページ、保健所メール、大田区公式ツイッターなどにより情報提供

した。また、衛生講習会、街頭相談、パネル展を実施し、区民への食品衛生知識の普及に努めた。

(2) リスクコミュニケーションの機会の確保

例年、食の安全・安心の確保のため、消費者、食品等事業者、行政の三者が情報の共有化を図り、相互に理解し合うため、意見交換会を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により集合形式の実施が困難であったため、アンケート形式により実施した。得られた結果を分析し、区ホームページにて公表した。

また、「令和4年度大田区食品衛生監視指導計画」の策定に際し、パブリックコメントを実施した。

5 事業実績

令和3年度の事業実績（数値）については別添のとおり。

（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、一部事業を縮小し実施しております。また、食品衛生法改正（令和3年6月1日施行）に伴い、統計方法が一部変更しております。）

大田区保健所 生活衛生課 食品衛生担当
〒143-0015

大田区大森西一丁目12番1号 大森地域庁舎6階
電話 03-5764-0697 FAX 03-5764-0711

表1 改正前食品衛生法に基づく許可業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	新規	更新	廃業	監視件数
31(元)年度	12,800	1,033	1,117	1,182	12,123
2年度	12,675	1,153	1,386	1,278	7,164
3年度	8,265	228	142	4,638	6,911
飲食店営業	6,229	165	105	1,543	4,706
喫茶店営業	584	10	1	185	121
菓子製造業	777	18	8	154	790
あん類製造業	2	0	0	2	7
アイスクリーム類製造業	87	5	0	15	129
乳製品製造業	12	1	0	2	20
乳類販売業	0	8	11	1,352	159
食肉処理業	33	0	0	7	38
食肉販売業	180	8	7	644	358
食肉製品製造業	13	0	0	1	25
魚介類販売業	180	6	7	621	336
魚肉練り製品製造業	2	0	0	1	4
食品の冷凍または冷蔵業	32	2	0	74	43
清涼飲料水製造業	3	0	0	0	0
冰雪製造業	1	0	0	0	0
冰雪販売業	0	0	0	10	0
食用油脂製造業	2	0	0	0	5
ソース類製造業	5	0	0	0	2
酒類製造業	1	0	0	0	1
豆腐製造業	8	0	1	6	25
麺類製造業	27	0	1	8	21
そうざい製造業	79	5	1	13	120
かん詰又はびん詰食品製造業	2	0	0	0	1
添加物製造業	6	0	0	0	0

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について(令和3年6月1日付け)により、食品衛生法に規定する許可業種の一部に変更が生じた。そのため、改正前後で別集計とした。

表2 改正後食品衛生法に基づく許可業種別施設数と監視指導件数

業種		施設数	新規	更新	廃業	監視件数
3年度		1,574	1,605	0	31	2,157
営 業 許 可 業 種	飲食店営業	1,391	1,419	0	28	1,823
	調理機能を有する自動販売機	8	8	0	0	8
	食肉販売業	28	29	0	1	54
	魚介類販売業	32	32	0	0	48
	食肉処理業	4	4	0	0	8
	菓子製造業	66	68	0	2	125
	アイスクリーム類製造業	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	0	3
	清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0
	食肉製品製造業	2	2	0	0	6
	水産製品製造業	2	2	0	0	8
	氷雪製造業	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0
	酒類製造業	2	2	0	0	4
	豆腐製造業	4	4	0	0	5
	麺類製造業	5	5	0	0	9
	そうざい製造業	22	22	0	0	37
	複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
	冷凍食品製造業	1	1	0	0	2
	複合型冷凍食品製造業	2	2	0	0	10
漬物製造業	0	0	0	0	0	
密封包装食品製造業	0	0	0	0	0	
食品の小分け業	3	3	0	0	7	
添加物製造業	0	0	0	0	0	

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について(令和3年6月1日付け)により、食品衛生法に規定する許可業種の一部に変更が生じた。そのため、改正前後で別集計とした。

表3 改正後食品衛生法に基づく届出業種別施設数と監視指導件数

業種		施設数	届出件数	廃業	監視件数	
3年度		3,435	4,471	1,030	939	
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	265	540	275	56
		食肉販売業(包装)	294	580	286	71
		乳類販売業	893	1,328	435	221
		冰雪販売業	10	10	0	4
		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	82	91	9	7
	販売業	弁当販売業	83	83	0	27
		野菜果物販売業	101	102	1	24
		米穀類販売業	17	17	0	3
		通信販売・訪問販売	7	7	0	0
		コンビニエンスストア	294	299	5	123
		百貨店、総合スーパー	107	109	2	67
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	204	206	2	2
	その他食料・飲料販売業	633	650	17	204	
	製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	1	0	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	2	2	0	1
		コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	22	22	0	5
		農産保存食料品製造・加工業	1	1	0	0
		調味料製造・加工業	10	11	1	4
		糖類製造・加工業	0	0	0	0
		精穀・製粉業	24	24	0	0
製茶業		3	3	0	0	
海藻製造・加工業		22	22	0	1	
卵選別包装業		0	0	0	0	
その他食料品製造・加工業		8	9	1	1	
上記以外のもの	行商	9	9	0	26	
	集団給食施設	253	255	2	74	
	器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	9	9	0	10	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの	0	0	0	0	
	その他	81	81	0	8	

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について(令和3年6月1日付け)により、営業の届出に関する規定が新たに設けられた。

表4 食品製造業等取締条例に基づく許可業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	新規	更新	廃業	監視件数
31(元)年度	1,584	140	123	162	1,322
2年度	1,586	136	133	134	691
3年度	0	14	0	1,600	225
行商	0	0	0	1	0
弁当等人力販売業	0	0	0	8	0
つけ物製造業	0	0	0	16	2
製菓材料等製造業	0	0	0	5	0
粉末食品製造業	0	0	0	3	1
そう菜半製品等製造業	0	0	0	12	0
調味料等製造業	0	0	0	18	6
魚介類加工業	0	0	0	6	1
食料品等販売業	0	14	0	1,531	215

※食品製造業等取締条例は、令和3年6月1日付けで廃止された。

表5 食品製造業等取締条例に基づく届出業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	報告件数	廃業	監視件数
31(元)年度	440	45	25	675
2年度	456	22	6	208
3年度	0	16	473	40
卵選別包装業	0	0	1	0
集団給食	0	16	472	40

※食品製造業等取締条例は、令和3年6月1日付けで廃止された。

表6 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等の施設数と監視指導件数

業種	施設数	報告件数	廃業	監視件数
31(元)年度	7,376	1	2	3,677
2年度	7,377	1	0	962
3年度	0	0	7,377	53
許可を要しない食品製造業	0	0	465	1
許可を要しない食品販売業	0	0	5,841	46
食器具等製造業及び販売業	0	0	908	4
添加物販売業	0	0	163	2

※食品衛生法施行細則第16条は、令和3年6月1日付けで削除された。

表7 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく営業施設数と監視指導件数

業種	年度	施設数	新規	廃業	監視件数
ふぐ取扱所	31(元)年度	77	3	9	238
	2年度	76	7	8	141
	3年度	75	8	9	211
ふぐ加工製品 取扱届出	31(元)年度	197	14	13	349
	2年度	194	18	21	184
	3年度	197	32	29	174

表8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく営業許可施設数と監視指導数

業種	年度	施設数	新規	廃業	監視件数
処理場 (認定小規模処理業者)	31(元)年度	23	0	2	17
	2年度	21	2	4	39
	3年度	21	0	0	30
届出食肉販売業者	31(元)年度	2	0	0	2
	2年度	2	0	0	3
	3年度	2	0	0	2

表9 重点監視施設の内訳

業種		標準監視回数 (※1)	施設数 R2年12月末時点	立入延軒数 R4年3月末時点
飲食店 営業	仕出屋(大規模)(※2)	4	21	57
	仕出屋	2	39	36
	集団給食(大規模)(※2)	3	16	34
	すし・すし弁当屋	2	286	312
	弁当屋	2	279	371
	そうざい店	2	326	403
	生食食肉提供施設	2	268	480
	宴会施設(総席数60席以上)	2	54	64
食肉販売業(包装品販売のみの施設を除く)		2	217	251
魚介類販売業(包装品販売のみの施設を除く)		2	244	249
食肉処理業		2	41	35
水産製品製造業		2	3	6
そうざい製造業		2	84	118
菓子製造業(生菓子)		2	270	371
アイスクリーム類製造業(ハードタイプ製造施設)		2	10	22
添加物製造業		2	7	0
食肉製品製造業		2	14	18
スーパー、デパート		2	99	78
食中毒発生施設(前2年)		3	7	25
集団給食施設 (学校、保育園、病院、社会福祉施設)		2	412	501
計			2,697	3,431

※1 年間を通じた目標回数

※2 同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設

表10 令和3年度に現場で発見した表示違反の内訳

現場で発見した 表示違反品目数	表示違反の内訳			
	無表示	期限表示	食品添加物	その他
7	5	0	0	2

表11 食品等の収去検査

品目	細菌検査			化学検査		輸入食品(再掲)	
	検体数	否又は不良 ()は否の再掲		検体数	否又は不適	検体数	否、不適 又は不良
31(元)年度	880	53	1	180	0	52	0
2年度	434	31	0	91	2	54	2
3年度	641	37	(0)	110	0	55	0
菓子類	73	2	(0)	21	0	8	0
乳・乳製品等	0	0	(0)	1	0	0	0
アイスクリーム類	9	0	(0)	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	0	0	(0)	4	0	1	0
魚介類及びその加工品	3	0	(0)	6	0	0	0
野菜果物及びその加工品	60	6	(0)	36	0	17	0
冷凍食品	0	0	(0)	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	(0)	2	0	0	0
調味料	0	0	(0)	14	0	10	0
穀類及びその加工品	0	0	(0)	3	0	3	0
そうざい	347	19	(0)	4	0	0	0
弁当類	137	10	(0)	0	0	0	0
おもちゃ・容器包装	0	0	(0)	0	0	0	0
その他	12	0	(0)	19	0	16	0

※ 検査成績判定用語の『否』は、法令に基づく「食品等の規格及び基準」に違反するもの、『不適』は、法令に基づく「表示の基準」に適合しないもの、『不良』は、「大田区食品細菌指導基準」に適合しないものを示す。

表12 現場簡易検査

内訳	検査件数
31(元)年度	3,131
2年度	1,454
3年度	1,293

表13 苦情受付状況

品目	総数	異物混入		カビ	腐敗変敗 異味異臭	有症	※その他	施設
		虫	その他					
31(元)年度	19	2	4	1	0	3	3	6
2年度	26	1	3	0	4	7	3	8
3年度	29	5	7	1	1	5	2	8
菓子類	1	0	1	0	0	0	0	0
乳・乳製品等	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類・加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類・加工品	2	0	2	0	0	0	0	0
野菜果物・加工品	2	0	0	0	1	1	0	0
冷凍食品	1	0	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水	1	1	0	0	0	0	0	0
調味料	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類	0	0	0	0	0	0	0	0
弁当・そうざい	4	1	1	0	0	0	0	2
その他の食品	14	3	3	1	0	4	0	3
食品以外	4	0	0	0	0	0	2	2

※その他の内訳: 食品の取扱い、安全性への疑義、表示など

表14 令和3年度の食中毒・感染症関連調査件数・調査対象者数

	調査件数	調査対象者数
食中毒関連	29件	29名
感染症関連	24件	24名

表15 食中毒発生件数・患者数

年度(年)	発生件数	患者数
31(元)年度	5件	22人
(31(元)年)	(5)件	(32)人
2年度	2件	2,549人
(2年)	(4)件	(2,551)人
3年度	3件	6人
(3年)	(3)件	(6)人

表16 令和3年度に発生した食中毒事件の内訳

発生日	原因施設	原因物質	患者数
R3.6.27	飲食店(すし屋)	アニサキス	1人
R3.7.12	飲食店(一般)	カンピロバクター	4人
R3.11.11	飲食店(一般)	アニサキス	1人

※検査は、東京都健康安全研究センターに委託

表17 令和3年度の不利益処分状況

業種	事由	処分年月日	処分内容
飲食店営業	食中毒	R3.7.7	営業停止(1日間)※
飲食店営業	食中毒	R3.7.30	営業停止(5日間)
飲食店営業	食中毒	R3.11.19	営業停止(1日間)※

※生食用鮮魚介類(冷凍品を除く。)の調理及び提供に限る。

表18 令和3年度の違反及び不良食品等の措置

違反食品等の数量確認及び廃棄確認	10件
違反処理等(回収、流通調査)	10件
違反処理等(大田区から他の自治体への調査依頼)	3件
違反処理等(他の自治体から大田区への調査依頼)	6件

表19 食品衛生思想の普及講習会等

対象	回数	参加人数	その他
31(元)年度	71	2,248人	食品衛生パネル展示 2回 食品衛生街頭相談 0回 手洗いキット貸出し 43件 区の広報誌 4回 区公式ツイッター 6回
2年度	12	229人	
3年度	50	1,476人	
事業者	44	1,361人	
消費者	6	115人	

表20 令和3年度の区民・事業者・行政間の意見交換

題名	テーマ	アンケート回答数
食の安全・安心意見交換	「お店の！お家の！調理場大調査」	174件

表21 保健所メールの配信状況

事業等	保健所メールによる 情報提供	年度末登録数
31(元)年度	12回配信	2,059
2年度	13回配信	2,306
3年度	13回配信	2,477